特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に 規定する重大事態が発生した際に調査を実施するいじめ防止対策推進 委員会委員及び同法第30条第2項の規定により調査を実施するいじ め問題再調査委員会委員の報酬額について、当該特別職の職務の内容 及び責任に応じた額に改めるため、本条例を改正するものである。

2 改正の概要

(1) いじめ防止対策推進委員会の報酬額及び費用弁償の額の改正

【改正前】

| | | 報酬額 | | | 費用弁償の額 | |
|--------|------|-----|----|------|--------|---------|
| いじめ防止対 | 委員長 | 日額 | 9, | 200円 | 1月1, | 3 0 0 円 |
| | 副委員長 | 日額 | 8, | 600円 | | |
| 策推進委員会 | 委員 | 日額 | 8, | 600円 | | |



【改正後】

| いじめ防止対 | 委員長 | 日額 | 9, | 200円 | 1月1, | 300円 |
|------------------|----------|-----|----|------|------|------|
| 策推進委員会 | 副委員長 | 日額 | 8, | 600円 | | |
| (定例会) | 委員 | 日額 | 8, | 600円 | | |
| | | | | | | |
| いじめ防止対 | 委員長 | 日額2 | 2, | 000円 | 1日1, | 300円 |
| いじめ防止対 策推進委員会 | 委員長 副委員長 | | | | 1日1, | 300円 |

(2) いじめ問題再調査委員会の報酬額の改定

【改正前】

委員長日額9,200円副委員長日額8,600円委員日額8,600円

【改正後】

| 委員長 | 日額22, | 000円 |
|------|-------|------|
| 副委員長 | 日額20, | 000円 |
| 委員 | 日額20, | 000円 |

3 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の別表いじめ防止対策 推進委員会(臨時会)の部の規定は、令和4年8月1日から適用する。